大治町パートタイム会計年度任用職員

募集用

勤務条件

担当課

税務課

令和 年度

募集 必要な 職種 専門職員 職名 人 税務事務員 備考参照 人数 資格

任用期間								条件付採用期間	勤務場所
令和	8	年	1	月	1	日	から	1か月又は	大治町役場
令和	8	年	3	月	31	日	まで	勤務日数15日	税務課

勤務日•	勤務時間	(各	(各曜日毎にパターン①②③のいずれかとする。)								休憩時間												
曜日	パターン		始業 終業 時間								時間数	有(60分)											
	1	9	時	0	分	~	17	時	0	分	7												
月曜日	2		時		分	~		時		分					休憩時間①又は②								
	3		時		分	~		時		分		1	11	時	30	分	~	12	時	30	分		
	1	9	時	0	分	~	17	時	0	分	7	2	12	時	30	分	~	13	時	30	分		
火曜日	2		時		分	~		時		分													
	3		時		分	~		時		分		時間外勤務			の有	無	交	替制		の有無			
	1	9	時	0	分	~	17	時	0	分	7	無							無				
水曜日	2		時		分	~		時		分		○週あた			5 ⊟			3	35		時間		
	3		時		分	~		時		分		月あたり			日						時間		
	1	9	時	0	分	~	17	時	0	分	7	年あた		たり			日			時間			
木曜日	2		時		分	~		時		分					休日・休暇								
	3		時		分	~		時		分	_	週休日			年末年始								
A === _	1	9	時	0	分	~	17	時	0	分	7	月曜日						月3E	<u> </u>				
金曜日	2		時		分	~		時		分		火曜日						非定例日					
	3		時		分	~		時		分		水曜日					固あたり			日			
	1		時		分	~		時		分		木曜日				月あたり				日			
土曜日	2		時		分	~		時		分		金曜日			その他								
	3		時		分	~		時		<u>分</u>		土曜日休											
_ ====	1		時		分	~		時		分		日曜日		休	007								
日曜日	2		時		分	~		時		分		年次有				1		—	2	=	旦		
	3		時		分	~		時		分		そ	<u>の他</u>	の休	暇	1	1	条例	刂∙規	則に	よる		

使民税の賦課徴収業務 住定中告の受付・相談など申告支援業務 税務署・現地調査への同行 その他賦課徴収に関する業務 現末勤勉手当の支給 無 (記載 大術及び職務経験等の要素を 表慮して定める。 表慮して定める。 表慮して定める。 表にして定めるする。 表にして定めるする。 表にして、翌月16日に助務時間に応じて支給する。 表にして、20月16日に助務時間に応じて支給する。 表にして、20月16日に助務時間に応じて支給する。 表にして、20月16日に助務時間に応じて支給する。 表にして、20月16日に助務時間に応じて支給する。 表にして、20月16日に助務の間内におしてものでもはは17日とする。 表にして、20月16日に対して、20月																
確定申告の受付・相談など申告支援業務 税務署・現地調査への同行 その他賦課徴収に関する業務 (②報酬は、毎月1日から末日までを計算期間とし、翌月16日に勤務時間に応じて支給す事務にのでいた。ときる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は14日、休日に当たるときは17日とする。 ・ 4職期間別割合・在職期間に応じて30/100~100/100 の動数手当、基礎額、②期間率、②別間率・②別間電・動数手当基礎級・②原標率、③別間率・動機期間に応じて30/100~100/100 の動数手当、支給額・①動動手当、基礎級・②原標率、②別間率・大治町職員の給与に関する条例第20条第2項の規定を準用する。・在職期間別割合・動物手当基礎級・②原標率、②原標率、②別間率・動物期間に応じて0/100~100/100	214,22,44,41	報酬(賃金)(1時間あたり)														
税務署・現地調査への同行 その他賦課徴収に関する業務 ②報酬は、毎月1日から末日までを計算期間 とし、翌月16日に勤務時間に応じて支給する。16日が、土曜日に当たる場合は15日、日 「支給有の場合】 〇期末手当支給額=①期末手当基礎級、②期別支給割合、③在職期間別割合 ・期末手当基礎額、基準日以前6か月以内の在職期間に支給された報酬の1か月あたりの平均 額・網別を制御・大治町職員の給与に関する条例第20条第2項の規定を準用する。・在職期間に応じて30/100~100/100 の動勉手当基礎額、基準日以前6か月以内の動務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均 動勉手当基礎額・基準日以前6か月以内の動務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均 動勉手当基礎額・基準日以前6か月以内の動務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均 動動手当基礎額・基準日以前6か月以内の動務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均 調査割に係る費用の支給 有 「更生年金保険 有 「現事・財務期間に応じて30/100~100/100 「自動車等を利用する場合(通勤距離が2km以上の場合) 距離及び1か月当たりの平均通勤回数に応じて月額で支給 「定期券又は回数券等の21回分運賃等の合理的なものを支給 「方和 7 年 11 月 21 日 から 令和 7 年 12 月 12 日 まで 「市接日 令和 7 年 12 月 18 日 定期券又は回数券等の21回分運賃等の合理的なものを支給 「市場・「大治町役場 税務課 資格・住民税の賦課課税に関する事務に11年以上従事した経験を有する 者 ・採用は令和7年12月補正予算成立が前提となります。 ・「注目を和7年12月補正予算成立が前提となります。 ・「注目を1月 18 日 「おおります。 「は 1052-444-2711 内線 127 (注1) 自家用車で通動された場合、駐車場利用協力金として 月額500円から1,000円を勤務状況に応じて徴収します。 (注1) 自家用車で通動された場合、駐車場利用協力金として 月額500円から1,000円を勤務状況に応じて徴収します。 (注1) 自家用車で通動された場合、駐車場利用協力金として 月額500円から1,000円を勤務状況に応じて徴収します。 (注20年編書の支給はありますので利用できない 美術がありますので対用できない 条務の都合により勤務日・勤務時間は変動することがあります。 (注30年編書の支給はありません) (注30年編書の支給はありません) (注30年編書の支給はありません)) ・注30年編書の支給はあります。 (注40年編書の支給はありません) ・注30年編書の支給はあります。 ・注40日に対する・・注40日に対する・・注4日に対する・	住民税の賦課徴収業務		2,147	<u>'</u>	円	-	~	- 2	2,178	円						
その他賦課徴収に関する業務 ②報酬は、毎月1日から末日までを計算期間とし、翌月16日に勤務時間に応じて支給する。16日が、土曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は14日、休日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は14日、休日に当たるときは17日とする。第末手当基礎額・基準日以前かり以内の在職期間に支給された報酬の1か月あたりの平均議額・規則の総合・法治可職員の給与に関する条例第20条第2項の規定を準用する。・動物手当去礎額・基準日以前かり以内の動務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均議額・成績率・法治可職員の給与に関する条例第21条第2項の規定を準用する。・期間率・勤務期間に応じて0/100~100/100 動動手当基礎額・基準日以前かり以内の動務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均議額・成績率・法田職員の給与に関する条例第21条第2項の規定を準用する。・期間率・勤務期間に応じて0/100~100/100 通勤に係る費用の支給 【支給有の場合】 ①報酬に係る費用の支給 有 「実納等以に応じて0/100~100/100 「自動車等を利用する場合(通勤距離が2km以上の場合)	確定申告の受付・相談など申告支援業務	①知識、技術及び職務経験等の要素を														
②報酬は、毎月1日から末日までを計算期間とし、翌月16日に勤務時間に応じて支給する。16日が、土曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は15日、日曜日に当たる場合は14日、休日に当たるときは17日とする。 ・期末事当基礎額・②期別支給割合・③在職期間に対しての100~100 ・期末手当基礎額・基準日以前6か月以内の在職期間に支給された報酬の1か月あたりの平均は17日とする。 ・規則可数名書・大治町職員の給与に関する条例第20条第2項の規定を準用する。 ・ 強制間に支給割・①助針手当基礎額・②成標率×③期間率 ・ 動勉手当基礎額・基準日以前6か月以内の勤務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均額・規関率・動勉等当基礎額・基準日以前6か月以内の勤務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均額が出てで0/100~100/100 本種保険制度の適用 ・ 共済組合 ・ 東海相合 ・ 規制に応じて0/100~100/100 本方組合 ・ 規制に応じて0/100~100/100 本月 「支給有の場合】 「自動車等を利用する場合(通勤距離が2km以上の場合) 正離及び1か月当たりの平均通勤回数に応じて月額で支給 (次国機関を利用する場合(通勤距離が2km以上の場合) 定期券又は回数券等の21回分運賃等の合理的なものを支給 「定期券又は回数券等の21回分運賃等の合理的なものを支給 「おりでもりでもりでもりでものを支給 「おりでもりでもりでもりを表して、月額500円から1,00円も勤務状況に応じて後収します。・・実務の都合により報酬等が変更する可能性があります。・・業務の都合により勤務時間は変動することがあります。・ ・業務の都合により勤務時間は変動することがあります。・ ・業務の都合により勤務時間は変動することがあります。・ ・場合があります。・	税務署・現地調査への同行	考慮して	定め	る。												
提供	その他賦課徴収に関する業務															
提供		②報酬は 毎日1日から末日までを計算期間														
現末勤勉手当の支給																
支給有の場合]	期末勤勉手当の支給															
○期末手当ま絵館=①期末手当基礎館×②期別支給割合×③在職期間別割合・期末手当基礎額・基準日以前6か月以内の在職期間に支給された報酬の1か月あたりの平均額・期別到会・在職期間に応じて30/100~100/100 回動処手当主を観察・②成績率×③期間率・動勉手当基礎額・②成績率×③期間率・動物当当基礎額・②成績率×③期間率・動物当当基礎額・②成績率×③期間率・動務期間に応じて30/100~100/100 再程額・「原生年金保険有別の総与に関する条例第21条第2項の規定を準用する。・規間率・勤務期間に応じて0/100~100/100 有		7111														
額・期別支給割合:大治町職員の給与に関する条例第20条第2項の規定を準用する。 -在職期間別割合:在職期間に応じて30/100~100/100 ②動勉手当主及給額=①動勉手当基礎額×②成績率×③期間率 ・動勉手当基礎額:基準日以前6か月以内の動務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均 複・成績率:大治町職員の給与に関する条例第21条第2項の規定を準用する。 ・規間率:動務期間に応じて0/100~100/100																
- 在職期間別割合:在職期間に応じて30/100~100/100	・別木于当基礎額:基準日以削0か月以内の仕職期间に文箱さ 類	・期末手当基礎額:基準日以前6か月以内の在職期間に支給された報酬の1か月あたりの平均 類														
●動動手当基礎額・②成績率×③期間率 ・動勉手当基礎額・②成績率×③期間率 ・成績率・大治町職員の給与に関する条例第21条第2項の規定を準用する。 ・期間率・勤務期間に応じて0/100~100/100																
・動勉手当基礎額:基準日以前6か月以内の動務期間に支給された報酬の1か月あたりの平均額 (現職率: 大治町職員の給与に関する条例第21条第2項の規定を準用する。 ・期間率: 動務期間に応じて0/100~100/100								. —								
(議報率:大治町職員の給与に関する条例第21条第2項の規定を準用する。 ・		7 10 11 2 2														
・期間率:勤務期間に応じて0/100~100/100 雇用保険 有	額・サイン・サース・サース・ター・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン・ファン							有								
通勤に係る費用の支給 有 募集期間 【支給有の場合】		を準用する。														
【支給有の場合】	る数に な 7悪円の士 <u>級</u>	+	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -													
①自動車等を利用する場合(通勤距離が2km以上の場合) 距離及び1か月当たりの平均通勤回数に応じて月額で支給 ②交通機関を利用する場合 定期券又は回数券等の21回分運賃等の合理的なものを支給 の	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	11	△1 n							1, 5						
距離及び1か月当たりの平均通勤回数に応じて月額で支給 ②交通機関を利用する場合 定期券又は回数券等の21回分運賃等の合理的なものを支給		N 64 A \		•												
②交通機関を利用する場合			令和	_/_	牛			12	<u> </u>	まで						
定期券又は回数券等の21回分運賃等の合理的なものを支給 問い合わせ先 備 考 大治町役場 税務課 資 格:住民税の賦課課税に関する事務に11年以上従事した経験を有する 者 ・採用は令和7年12月補正予算成立が前提となります。・・年度途中で給与改定により報酬等が変更する可能性があります。・・業務の都合により勤務日・勤務時間は変動することがあります。 (注2)駐車場は駐車台数に限りがありますので利用できない場合があります。 (注2)駐車場は駐車台数に限りがありますので利用できない場合があります。 (注3)その他手当の支給はありません		じて月額で支給														
備 考 大治町役場 税務課 資格:住民税の賦課課税に関する事務に11年以上従事した経験を有する者 ・採用は令和7年12月補正予算成立が前提となります。 ・年度途中で給与改定により報酬等が変更する可能性があります。 ・業務の都合により勤務日・勤務時間は変動することがあります。 (注2)駐車場は駐車台数に限りがありますので利用できない場合があります。 (注2)駐車場は駐車台数に限りがありますので利用できない場合があります。 (注2)配車場は駐車台数に限りがありますので利用できない場合があります。	9 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 -	令和	_7_					<u> </u>								
資格:住民税の賦課課税に関する事務に11年以上従事した経験を有する者。 ・採用は令和7年12月補正予算成立が前提となります。 ・年度途中で給与改定により報酬等が変更する可能性があります。 ・業務の都合により勤務日・勤務時間は変動することがあります。 ・業務の都合により勤務日・勤務時間は変動することがあります。																
者 (注1) 自家用車で通勤された場合、駐車場利用協力金として ・採用は令和7年12月補正予算成立が前提となります。 ・年度途中で給与改定により報酬等が変更する可能性があります。 ・業務の都合により勤務日・勤務時間は変動することがあります。 (注2) 駐車場は駐車台数に限りがありますので利用できない場合があります。 (注2) 配車場は駐車台数に限りがありますので利用できない場合があります。 (注3) その他手当の支給はおりません。								課								
・採用は令和7年12月補正予算成立が前提となります。		上従事した経験を有する				<u> </u>			1777							
・年度途中で給与改定により報酬等が変更する可能性があります。 (注2)駐車場は駐車台数に限りがありますので利用できない 場合があります。 場合があります。 (注3)をの他手当の支給はありません。																
・業務の都合により勤務日・勤務時間は変動することがあります。 場合があります。 場合があります。 はまり、大切の大学にありません。																
11:33 左() 他手当() 支続(すめりません																
	The state of the s		(注3)その他 	也于当	の支給	iはあり	ません	J _o								